平成３０年（フ）第７１号
川崎市麻生区岡上27番地　プランドール・サクラ　301
債務者　成田　陽亮
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第８０号
川崎市多摩区長沢３丁目２番９号　ＲＭハイツ　Ａ－105
債務者　柴田　百納
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第９５号
川崎市多摩区登戸3216番地１　サンメイプル103
債務者　染井　秀紀
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１０６号
川崎市宮前区野川3368番地　さつき荘　102
債務者　大城亜紀子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
川崎市多摩区宿河原５丁目16番１号　河興ハイツ　Ａ－２－６
債務者　田村　裕二
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１２７号
川崎市川崎区大師河原２丁目４番17号
債務者　石井　隼人
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４０号
川崎市多摩区三田２丁目７番地　３－406
債務者　大竹　麗奈
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
川崎市麻生区千代ケ丘６丁目５番地１　千代ケ丘ＴＨハイツ　304
債務者　仲野　　保
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１４５号
川崎市麻生区千代ケ丘６丁目５番地１　千代ケ丘ＴＨハイツ　304
債務者　仲野　　紫
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５３号
川崎市高津区宇奈根655番地１　レオパレスリバーサイド川崎　210
債務者　渡部　晃一
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５８号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目16番12―505号　新丸子ダイカンプラザシティーⅡ
債務者　加藤　明美
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１６１号
川崎市川崎区浜町３丁目10番12―401号　ｇｒａｃｅ　ｆｌｅｕｒ
債務者　小野眞由美
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２７５号
名古屋市西区江向町４丁目４番地の２　ダイアパレス庄内通502号
債務者　渡邉　大祐
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３０２号
札幌市西区山の手２条１丁目４番22―203号
債務者　本田有希子（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４２３号
札幌市清田区美しが丘２条７丁目７番12号
債務者　鈴木　優子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６３号
札幌市豊平区月寒東１条７丁目２番30号　コーリン月寒東102号
債務者　清水野俊介
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６７号
札幌市東区北14条東14丁目１番３号
債務者　五十嵐浩一
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部